

岡山県事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、再生可能エネルギーの普及による温室効果ガスの排出削減等を図るため、県内の事業者が行う一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費について、当該事業者に対し、予算の範囲内において事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令、関連通知、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年3月10日環地域事発第2503102号改正）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる者は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

4 補助対象事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付対象となる者に交付する補助金の額又はその補助率は、別表4のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請する者は、知事が別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）その他の別表5に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

3 第1項の規定により補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第5号による申請辞退届を知事に提出しなければならない。

(申請の際の消費税及び地方消費税)

第5条 補助金の交付を申請する者は、第4条第1項の申請に当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第6条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は、補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付決定を受けた補助事業の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、あらかじめ、補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更その他の理由により、第4条第1項の補助金交付申請書に記載された補助金の額が増減する場合、減額のみを認め、増額は認めないものとする。

（変更等の承認）

第8条 知事は前条第1項の変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助金交付決定変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

（補助事業の完了予定期日の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、知事に対し、完了予定期日変更報告書（様式第10号）を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が、補助事業の内容の著しい変更を伴う場合は、第7条第1項に規定する補助金交付決定変更（中止・廃止）承認申請によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第11号）その他の別表6に掲げる書類を知事へ提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第13号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定があったときには、速やかに補助金請求書（様式第14号）により、知事に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 知事は、前項の請求書を受領した日から30日以内又は令和7年3月31日までのいずれか早い期日までに補助金を支払うものとする。

(補助金の額の再確定)

第13条 補助事業者は、第11条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金その他交付金に代わる収入があったこと等により交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、当該経費を減額して作成した補助金実績報告書を第10条に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき補助金実績報告書の提出を受けた場合には、第11条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る契約書その他の経理を明らかにする関係書類を当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、第15条第2項で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(取得財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、

その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等の処分等（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、太陽光発電設備等の設置場所を変更することをいう。）を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項で定める期間内に取得財産等の処分等を行ってはならない。ただし、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第15号）を提出し、知事の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 4 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を財産処分等承認（不承認）通知書（様式第16号）により当該補助事業者に通知する。
- 5 知事は、前項の規定により取得財産の処分等を承認する場合において、交付した補助金のうち、相当額について、県への納入を命ずることができる。

（補助金の返納）

第16条 知事は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したと認める場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返納を命ずることができる。

（報告及び検査等）

第17条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（利用状況の報告）

第18条 補助事業者は、補助事業の完了日の属する年度及び翌年度の事業実施結果について、各年4月30日までに、事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業利用状況報告書（様式第17号）により、過去1年間（初年度は補助事業を完了した日から3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、知事に報告しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 補助金の交付対象となる者（第 2 条第 1 項関係）

区分	内容
1 補助金の交付対象となる者	(1) 県内に事業所を有する法人（国、国の所管する独立行政法人及び地方公共団体を除く。）、青色申告を行っている個人事業主 (2) PPA（※ 1）・リースを行う民間事業者
2 補助金の交付対象となる者の要件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。 (2) この要綱の施行時から第 4 条に係る交付申請書提出までの間に、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと又は物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領に基づく入札参加の停止の措置若しくは入札参加資格の取消しの措置を受けている者でないこと。 (3) 全ての県税に未納がないこと。 (4) 役員又は経営に実質的に関与する者が次の各号のいずれにも該当しないこと。 ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者 イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

※ 1 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

別表 2 補助事業（第 2 条第 2 項関係）

補助事業	内容
1 太陽光発電設備の設置	(1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。 (2) 未使用の太陽光発電設備を県内の事業所（需要家の敷地内に限る。）に導入すること。 (3) 設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか少ない方が10kW以上であること (4) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。 (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成

	23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。) 第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。 (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。 (7) 発電量を計測する機器を備えること。 (8) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (9) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。 (10) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次のア～シをすべて遵守していることを確認すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。 オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。ただし、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に記載する例外を除く。 カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受
--	--

	けたときは適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。 サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 (11) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (12) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること（PPA事業者が県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (13) ソーラーカーポートを導入する場合、補助対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業））」を参考にすること。 (14) ソーラーカーポートを除き、新築する建築物への太陽光発電設備の設置は補助の対象外とする。 (15) 太陽光発電設備を岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年条例第47号）第2条第4号に規定する設置禁止区域及び同条第5号に規定する設置に適さない区域に設置する場合は補助の対象外とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）
--	--

	第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。
2 蓄電池の設置	(1) 本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。 (2) 未使用の蓄電池を県内の事業所（需要家の敷地内に限る。）に導入すること。 (3) 1で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。（再エネ一体型屋外照明用蓄電池の場合は除く。） (4) 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (6) 設置する蓄電池は、次の要件を満たすこと。 ア 業務用蓄電池（20kwh 以上）であること。 イ 11.9万円/kWh（工事費込み・税抜）以下の蓄電システムとなるよう努めること。 ウ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 (7) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (8) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること（PPA事業者が県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

別表3 補助対象経費（第2条第3項関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事

			業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	（間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

別表 4 補助金の交付対象となる者に交付する補助金の額又はその補助率（第 3 条第 1 項関係）

補助事業	補助金の額又は補助率及び上限額
1 太陽光発電設備の設置	5 万円/kW ※ 太陽電池モジュール公称最大出力とパワーコンディショナー定格出力の合計出力の低い方の値（小数点以下切り捨て）に乗じて算出 （1 事業所あたり 800 万円を上限とする。）
2 蓄電池の設置	蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）※の 1 / 3 以内 （1 事業所あたり 200 万円を上限とする。） ※ 16 万円/kWh を超える場合は、16 万円/kWh として算出する。（千円未満切り捨て）

別表 5 補助金交付申請書に添付する書類（第 4 条第 1 項関係）

番号	提出書類		申請者		
			法人	個人	PPA又はリース事業者
1	補助金交付申請書	様式第 1 号	○	○	○
2	事業計画書	様式第 2 号	○	○	○
3	誓約書	様式第 3 号	○	○	○※
	役員氏名等一覧表	様式第 3 号別紙			
4	補助事業の実施に係る同意書 注 1 申請者と補助対象設備を設置する土地及び建物の所有者が異なる場合に必要 注 2 同意者の署名又は記名押印が必要	様式第 4 号	△	△	△

5	補助事業の実施に係る確認書	様式第18号	○	○	○
6	見積書及び見積内訳書の写し 注 蓄電池を設置する場合、蓄電池価格（本体費、工事費）を明示	添付資料 1	○	○	○
7	太陽光発電設備等を設置する土地及び建物の全部事項証明書 注1 発行日より6か月以内のもの 注2 ソーラーカーポート新築の場合は土地のみ	添付資料 2	○	○	○
8	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注 発行日より6か月以内のもの	添付資料 3	○	—	○※
9	青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分	添付資料 4	—	○	—
10	県徴収金等の滞納がないことの証明書 注 課税がない等の理由により滞納がないことの証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）	添付資料 5	○	○	○※
11	【リース事業者の場合】 リースモデルの契約書（案）及びリース料金計算書等 【PPA事業者の場合】 オンサイトPPAモデルの契約書（案）及び料金計算書等 【共通】 料金の設定根拠、契約関係資料	添付資料 6	—	—	○
12	太陽光発電設備等を設置する事業所の位置図	添付資料 7	○	○	○
13	太陽光発電設備等を設置する事業所の敷地内見取り図、設置場所の平面図（建築物の場合）及び設置予定場所の現況写真 注 写真は直近3か月以内のもの	添付資料 8	○	○	○
14	太陽光発電設備等の配置図	添付資料 9	○	○	○
15	太陽光発電設備等設備の仕様がわかるもの（カタログ等）	添付資料10	○	○	○
16	発電量を計測する装置の仕様がわかるもの（カタログ等）	添付資料11	○	○	○

17	蓄電池の仕様がわかるもの（カタログ等）	添付資料12	△	△	△
18	単線結線図	添付資料13	○	○	○
19	システム系統図	添付資料14	○	○	○
20	導入する太陽光発電設備の出力の設定根拠及び発電見込量の算定根拠を示す資料	添付資料15	○	○	○
21	ソーラーカーポートの場合、建築基準法に基づく建築確認申請を行ったことがわかる書類（不要な場合は、その理由を記載した書類）	添付資料16	△	△	△
22	その他知事が必要と認める書類	—	△		

「○」：提出必須。「△」：案件により必要。「—」：不要

※ 補助対象設備の使用者（需要家）についても書類の提出が必要

別表6 補助金実績報告書に添付する書類（第10条関係）

番号	提出書類		申請者		
			法人	個人	PPA又はリース事業者
1	補助金実績報告書	様式第11号	○	○	○
2	事業実績書	様式第12号	○	○	○
3	交付決定通知書の写し 注 変更承認を受けた場合は、変更承認通知書の写しを含む。	添付資料1	○	○	○
4	請求書の写し（明細含む。）	添付資料2	○	○	○
5	支払い完了を示す書類（領収証の写し等）	添付資料3	○	○	○
6	太陽光発電設備等の確定仕様がわかるもの（納品書等）	添付資料4	○	○	○
7	単線結線図（竣工図）	添付資料5	○	○	○
8	システム系統図（竣工図）	添付資料6	○	○	○
9	機器配置図（竣工図）	添付資料7	○	○	○
10	設備の稼働が確認できるもの（計測モニターの写真等）	添付資料8	○	○	○
11	【リース事業者の場合】 リース契約書（写し）及びリース額の算定根拠がわかるもの	添付資料9	—	—	○

	【PPA事業者の場合】 オンサイトPPAの契約書（写し）及び料金の算定根拠がわかるもの				
12	導入した太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの設置状況がわかる写真 注 設置枚数、基数、型式（型式については、太陽電池モジュールについては、代表的な1枚の写真で可）が判別できること。撮影日を記載すること。	添付資料10	○	○	○
13	導入した蓄電池の設置状況がわかる写真 注 設置基数、型式が判別できること。撮影日を記載すること。	添付資料11	△	△	△
14	ソーラーカーポートの場合、建築基準法に基づく建築確認に係る検査済証の写し（不要な場合を除く。）	添付資料12	△	△	△
15	その他知事が必要と認める書類	—	△		

「○」：提出必須。「△」：案件により必要。「—」：不要